

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No397号 2014.08.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

＝ 速報 ＝

管財人・JALの不当労働行為を断罪!

東京地裁で勝利判決!!

8月28日、東京地裁(民事19部 古久保裁判長)は、「争議権を確立したら企業再生支援機構は3,500億円の出資をしない」とする支援機構・JALの発言は不当労働行為であるとする勝利判決を下しました。



【写真】判決を受け待機する支援の仲間に勝訴の速報! 「勝訴」の旗を掲げる竹村弁護士と「管財人を断罪」を掲げる安原日航乗組書記長

不当労働行為事件(行訴)とは

2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めたCCUと日航乗組に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「企業再生支援機構の正式な見解」として、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生

支援機構は3500億円の出資はできない」と発言。これほど明確な不当労働行為はありません。当然、都労委は不当労働行為と認定し、救済命令を出しました。しかし、日本航空はこれを不服として、命令の取り消しを求めて、東京地裁に行政訴訟を起しました。これが不当労働行為事件(行訴)です。

不当解雇撤回裁判の高裁判決は誤りだ！

この不当労働行為は、整理解雇の過程で発生した事件です。

不当解雇撤回裁判では、人員削減目標を達成していたことに加え、整理解雇が信義則違反と不当労働行為が連鎖・集中する中で実施されたことを指摘し、解雇の不当性を立証してきました(争議権投票への介入はその中の1つです)。会社はこれに具体的な反証は一切できませんでした。しかし東京高裁の判決は、乗員裁判では数々の不当労働行為があ

ったという事実についての認定を避け、客乗判決については「不当労働行為に当たらない」とまで言い切って、整理解雇を有効としました。今回の地裁判決は、これが誤りであることを示すものです。

また、この判決は、高裁判決の中で随所に出てくる「裁判所が認可した更生計画は絶対」であり、「裁判所が選任した管財人が行う経営判断は合理的」という論旨が、誤りであることも示しています。

誤りのある判決は、正されるのが当然です。

私たちは求めます 不当解雇撤回と早期職場復帰

- 日航は、控訴せず、不当労働行為について謝罪すること。今でも続けている不当な労務政策を直ちに改めること。そして、何よりも不当な整理解雇であったことを認め、解雇された165名全員を職場に戻すこと。
- 政府国交省は、今回の判決を踏まえ、また、ILOの2次にわたる勧告を真摯に受け止め、争議の早期解決に向けて日航を指導すること。
- 最高裁には、高裁の判決に明確な誤りがあることを踏まえ、口頭弁論を開き事実に基づく徹底審理を尽くすこと。